（法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第百十六条　法第百九条の十第一項第四十二号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一　第十条第一項及び第十四条第二項の規定による基礎年金番号通知書の作成及び交付に係る事務

二～十五　（略）

附　則

（第三号被保険者の住所変更の届出の特例）

6　法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者（法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。）である第三号被保険者に限る。）の住所の変更の届出は、当分の間、第八条第二項の規定にかかわらず、法第十二条第六項の規定により当該届出を経由して行うこととされている事業主に対して厚生労働大臣が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えることを要しないものとする。

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第五条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十七年厚生省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十一条　令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類又は同号に規定する承認を受けたことを明らかにすることができる書類 三　（略） （従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　（略） 2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　住所が沖縄県の区域内にある者であつて基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を所持しているものにあつては、当該書類 3　（略）	**第三十一条**　令第六十三条第五項各号のいずれかに掲げる期間を有する者が厚生年金保険法施行規則第三十条の規定により機構に提出する老齢厚生年金の裁定請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　令第六十三条第五項第二号に掲げる期間を有する者にあつては、国民年金手帳又は同号に規定する承認を受けたことを明らかにすることができる書類 三　（略） （従前沖縄に住所を有していた者の書類の提出等） **第三十七条**　（略） 2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　住所が沖縄県の区域内にある者であつて国民年金手帳を所持しているものにあつては、国民年金手帳 3　（略）